

社会保障・税番号制度

—金融機関の義務的対応と民間活用の展望—

第5回

義務的対応の影響範囲とその規模

NTTデータ経営研究所
金融コンサルティングユニット シニアコンサルタント 前田 純弥

膨大な量の法定調書に 番号記入

金融機関は、社会保障・税番号制度（以下、「番号制度」）で定める「個人番号関係事務実施者」に該当し、番号制度施行後は国税庁に提出する法定調書に番号を記載する。

法定調書を例示してみる。まず、主として証券会社における「特定口座年間取引報告書」は、年間5097万枚が国税庁に提出されている。同調書への番号記載については、取引がない特定口座についてのみ番号制度施行から3年間の猶予期間が設けられているが、その点を考慮しても膨大な数の番号取得が得が必要となる。

法定調書は契約者との取引に付随して金融機関が提出するが、国税庁への年間提出枚数が年間数千万枚以上にのぼるものもあり、業務負荷が課題となりそうだ（図表）。番号制度施行後、金融機関の業務に影響を与える

月以降の金銭等の支払等に係る法定調書から番号の記載を開始する」としている。そのため、年金支払いを開始した契約者を対象に、番号制度が開始される2016年1月から税務署への提出期限である17年1月31日までに、契約者から番号の提供を受けて調書を提出する必要がある。さらに、保険契約の場合、「契約者」のみではなく「支払を受け取る者」からも番号提供を受ける必要があり、番号制度施行後の最初の1年で、年金保険取扱事業者には大きな負担がかかることとなる。

生保における「生命保険契約等の年金の支払調書」をみても、年間851万枚が提出されている。国税庁では、「平成28年1

個人への啓発活動が
重要に

金融機関が契約者から番号の提供を受ける場合、本人の個人番号を証する文書が必要であることは、本連載でも解説してきた。たとえば、銀行業では国外送金または国外からの送金等の受領を行った日の翌月末までに国内の送金者または受領者の番号を記載した「国外送金等調書」を税務署に提出することとなるため、送金取引時に送金者または受領者から個人番号の提供を受ける手続が新たに追加される。

しかしながら、番号制度施行直後においては番号提出の必要性が周知されていない可能性が高い、思うように番号取得が進まないおそれがある。そのため金融機関は「一部の取引で番号の提供が必要となる」ことについて、契約者の認知を促すような啓発活動が必須といえよう。

かつての株券電子化において、日本証券業協会が制度開始に先んじること1年前から対応の必要性について啓発活動を行った

にもかかわらず、電子化後に預託されないままとなつた株券が、多数発生したことをふまえても、個人への啓発活動には相応の時間が必要だろう。

委託先管理方法の整備

窓口販売や代理店業務に代表される委託契約において、番号取得の責務を負うのは、窓口で来店顧客との接点をもつ業務委託先となる可能性もある。

（仮称）（金融機関向け）でも、

委託元は再委託先以降に対する間接的な責任があるとされ、特定個人情報に関する安全管理措置の実施が徹底される見込みだ。

金融機関における委託先管理に関しては、金融庁の「主要行等向けの総合的な監督指針」で

* * *

金融機関が提出する法定調書には、前述した「特定口座年間取引報告書」や「生命保険契約等の年金の支払調書」といった既存契約者との取引に関する調書が含まれ、来店予定や職員との面談予定のない契約者から番号の提供を受ける必要がある。

番号制度では郵送等による番号取得を認めており、番号確認と身元（実存）確認にそれぞれ必要な書類またはその写しを契約者が提出すること

で非対面による番号取得が可能となつてゐる。しかしながら、郵送費をはじめとした金

融機関が負うべきコストはけ

つして小さくはない。

とされており、再委託先に対しても個人番号取扱いに際して厳格な管理を促す必要がある。また、特定個人情報保護委員会が作成する「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン

（注1） 「国税庁レポート2014」から（2012年7月から13年6月までの計）

2.

「公益財団法人東京財團 第40回東京財團フォーラム（11年9月開催）番号制度について 国税庁調べ」から（09年7月から10年6月までの計）

契約者からの番号取得に伴うコスト負担

金融機関が提出する法定調書には、前述した「特定口座年間取引報告書」や「生命保険契約等の年金の支払調書」といった既存契約者との取引に関する調書が含まれ、来店予定や職員との面談予定のない契約者から番号の提供を受ける必要がある。

番号制度では郵送等による番号取得を認めており、番号確認と身元（実存）確認にそれぞれ必要な書類またはその写しを契約者が提出すること

で非対面による番号取得が可

能となつてゐる。しかしながら、郵送費をはじめとした金

融機関が負うべきコストはけ

きりには、昨年4月の銀行法改正により、業務の再委託先に

も金融庁の検査権限が及ぶこと

いて解説する。

次回は、番号制度が金融機関

の個人顧客にもたらす影響につ

いて解説する。

〔図表〕 金融取引に関連するおもな法定調書と国税庁への年間提出枚数

法定調書名	国税庁への年間提出枚数（万枚）	情報元
配当、剩余金の分配および基金利息の支払調書	6,758	(注1)
特定口座年間取引報告書	5,097	(注1)
公的年金等の源泉徴収票	3,894	(注1)
先物取引に関する支払調書	3,011	(注1)
報酬、料金、契約金および賞金の支払調書	2,191	(注1)
生命保険契約等の一時金の支払調書	940	(注2)
生命保険契約等の年金の支払調書	851	(注2)
国外送金等調書	564	(注1)

(注) 1. 「国税庁レポート2014」から（2012年7月から13年6月までの計）

2. 「公益財団法人東京財團 第40回東京財團フォーラム（11年9月開催）番号制度について 国税庁調べ」から（09年7月から10年6月までの計）